

中泊町農業委員会会議録

令和8年8月7日

中泊町農業委員会

令和 8 年中泊町農業委員会 8 月定例総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 8 月 7 日（金） 13 時 30 分～

2. 開催場所 小会議室 1

3. 出席委員 （11 人）

会 長	15 番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14 番	葛西 誠		
委 員	1 番	大川 勝仁	2 番	藤田 次男
	3 番	青山 邦榮	4 番	佐々木 清英
	5 番	澤田 健吾	6 番	瓜田 益子
	7 番	三上 孝	8 番	小野 美恵子
	9 番	外崎 満幸	10 番	松田 耕司
	11 番	佐藤 正樹	12 番	工藤 正太
	13 番	木村 巧		

4. 欠席委員 （4 人）

委 員	4 番	佐々木 清英	8 番	小野 美恵子
委 員	12 番	工藤 正太	13 番	木村 巧

5. 議事日程

第 1 会期の決定について

第 2 議事録署名委員の指名について

第 3 【報告】

報告第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 14 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 15 号 農地移動あっせん委員会の結果について

報告第 16 号 農地所有適格法人の報告について

【議案】

議案第 11 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第 12 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第 13 号 中泊町農用地利用集積等促進計画（案）について

第 4 協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 古 川 優

次 長 荒 関 真 治

係長 長利 純也

主 事 古 川 安梨紗

7. 会議の概要

事務局
(局長)

ただいまから、令和8年中泊町農業委員会8月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は11名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、11番佐藤委員、14番葛西委員にお願いいたします。
なお、本日の会議の書記には、事務局職員の荒関次長、長利係長を指名いたします。以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第13号

事務局
荒関

3ページをご覧ください。
報告第13号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」農地法施行規則第18条第6項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和8年8月7日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の合意解約は、1件ございました。
内容につきましては、別紙をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第13号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第14号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第14号

事務局
長利

7ページをご覧ください。

報告第14号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出（農地の相続等の届出）について、別紙のとおり報告する。令和8年8月7日提出 中泊町農業委員会会長。

7月の相続等の届出は4件ございました。詳しい内容につきましては、別紙をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第14号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第15号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第15号

事務局
古川(安)

9ページをご覧ください。

報告第15号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（令和8年7月実施分）の結果について、別紙のとおり報告する。令和8年8月7日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。7月分の農地移動あっせん申し出は4件ございました。内容については、申出一覧表をご覧いただきたいと思います。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第15号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第16号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第16号

事務局
(長利)

11ページをお開きください。

報告第16号「農地所有適格法人の報告について」農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について、次のとおり報告する。令和8年8月7日提出 中泊町農業委員会会長。

12ページをご覧ください。農地法第6条第1項において、「農地所有適格法人は毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされています。各法人の内容については、資料をご覧いただきたいと思います。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第16号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第 1 1 号

議 長
(会長)

議案第 1 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局
荒 関

1 4 ページをご覧ください。議案第 1 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第 1 条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和 8 年 8 月 7 日提出 中泊町農業委員会会長。

議 長
(会長)

それでは、議案第 1 1 号について、農地法処理基準第 3 の 8 に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

大川委員

議席 1 番、大川です。それでは報告いたします。去る 8 月 3 日、私と藤田委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第 3 条申請は、所有権移転が 8 件、贈与が 1 件、賃貸借設定が 1 4 件の計 2 3 件です。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議 長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局
荒 関

本案ですが、利用権設定から農地法第 3 条への同条件での更新が多数のため、更新の設定については省略させていただき、利用権設定より変更のあった設定と新規の設定のみご説明させていただきます。

1 6 ページをご覧ください。

受付番号 5 9 番は、小泊字山口地内の田 2 筆、面積は 8, 8 9 7 m²の売買です。譲受人は譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号 6 0 番は、小泊字長坂地内の畑 1 筆、面積は 6 7 3 m²の売買です。譲受人は譲渡人同様にそ菜を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。2 2 ページをご覧ください。

受付番号 7 2 番は、田茂木字若宮地内の田 1 0 筆、面積は 3 4, 3 6 4 m²の売買です。譲受人は譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号 7 3 番は新規の設定で、設定する農地は大沢内字住吉地内の田 2 筆、面積は 2, 1 5 6 m²の賃貸借です。期間は 1 0 年、土地改良費は工事費及び水利費ともに地主負担、賃借料は 1 0 a 当たり米 3 俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作用に従事する構成員の労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号 7 4 番は、中里字紅葉坂地内の田 1 筆、面積は 1, 0 5 5 m²の農業委員会あっせんによる売買です。譲受人は譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

24ページをご覧ください。

受付番号75番は、大沢内字二タ見地内の田1筆、面積は4,402㎡の農業委員会あっせんによる売買です。譲受人は譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号76番は、田茂木字若宮地内の田1筆、面積は5,029㎡の農業委員会あっせんによる売買です。譲受人は譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号77番は、今泉字藤の森地内の田5筆、面積は5,071㎡の売買です。譲受人は譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号78番は、今泉字神山地内の田1筆、面積は132㎡の親から子への贈与です。譲受人は譲渡人同様に農地の保全管理をするとのことでした。

受付番号79番は、薄市字玉清水地内の畑3筆、面積は607㎡の売買です。譲受人は譲渡人同様にそ菜を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

以上、受付番号57番から79番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第11号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第11号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第12号

議長
(会長)

次に、議案第12号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
長利

34ページをご覧ください。議案第12号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法第5条第1項の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和8年8月7日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第12号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

大川委員

議席1番、大川です。それでは報告いたします。去る8月3日、私と藤田委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第5条申請は1件ございました。申請地は、宮川字色吉の畑1筆であります。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
長利

次のページをお開きください。

受付番号1番について説明いたします。申請地は宮川字色吉の畑1筆で、面積は313㎡、転用目的は、譲受人が居住用住宅を新築し使用するものです。申請地は、中泊町役場から北へ約680m、津軽鉄道中里駅から北西約610m、中里郵便局の南西約230mの町道沿いの位置にあります。周辺農地への支障につきましては、北側が町道、東側と西側は宅地、南側は畑であり、周辺は宅地に囲まれていることから問題ないものと思われます。許可基準に定める農地区分としては、その他の2種農地に該当。運用通知としましては、その他の2種農地「第2の1の(1)の力の(ア)」を適用しております。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第12号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第12号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第13号

議長
(会長)

次の議案に入る前に、11番佐藤委員が関連している事案が含まれていますので、「農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限」により、当該事案の開始から終わりまで退席をお願いします。

【佐藤委員 退席】

議長
(会長)

次に、議案第13号「中泊町農用地利用集積等促進計画(案)について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
古川(安)

40ページをご覧ください。

議案第13号「中泊町農用地利用集積等促進計画(案)について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により中泊町に対し、中泊町農用地利用集積等促進計画(案)について意見を求める。令和8年8月7日提出 中泊町農業委員会会長。

(農地中間管理事業の利用権設定)

次に41ページから53ページをご覧ください。

今月の利用権設定(案)は、受付番号2番から21番の新規が19件、再配分が1件の計20件となっております。

受付番号2番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田13筆、面積は19,919㎡の賃貸借です。期間は6年で賃借料は10a当り40,000円。貸借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号3番は新規の設定で、設定する農地は薄市字玉清水地内の田6筆、面積は17,352㎡の賃貸借です。期間は12年で賃借料は10a当り20,000円。貸借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号4番は新規の設定で、設定する農地は高根字小金石地内の田4筆、面積は14,948㎡の賃貸借です。期間は10年で賃借料は10a当り20,000円。貸借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号5番は新規の設定で、設定する農地は豊岡字三笠地内の田5筆、面積は16,506㎡の賃貸借です。期間は5年で賃借料は10a当り30,000円。貸借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号6番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田1筆、面積は4,988㎡の賃貸借です。期間は5年で賃借料は10a当り20,000円。貸借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号7番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田8筆、面積は28,726㎡の賃貸借です。期間は10年で賃借料は10a当り30,000円。貸借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号8番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田2筆、面積は6,447㎡の賃貸借です。期間は10年で賃借料は10a当り20,000円。貸借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号9番は新規の設定で、設定する農地は尾別字小谷地内の田1筆、尾別字井の上地内の田3筆、高根字小金石地内の田1筆の計5筆。面積は17,606㎡の賃貸借です。期間は5年で賃借料は10a当り10,000円。貸借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号10番は新規の設定で、設定する農地は今泉字藤の森地内の田2筆、面積は2,666㎡の賃貸借です。期間は3年で賃借料は10a当り15,000円。貸借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号11番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田3筆、面積は4,117㎡の賃貸借です。期間は10年で賃借料は10a当り10,000円。貸借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号12番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田9筆、面積は10,036㎡の賃貸借です。期間は10年で賃借料は10a当り10,000円。貸借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号13番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田1筆、面積は5,172㎡の賃貸借です。期間は10年で賃借料は10a当り10,000円。貸借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号14番は新規の設定で、設定する農地は宮野沢字浦島地内の田2筆、面積は1,195㎡の賃貸借です。期間は12年で賃借料は10a当り10,000円。貸借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号15番は新規の設定で、設定する農地は薄市字玉清水地内の田2筆、面積は8,390㎡の賃貸借です。期間は12年で賃借料は10a当り15,000円。貸借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号16番は新規の設定で、設定する農地は今泉字布引地内の田6筆、面積は5,464㎡の賃貸借です。期間は10年で賃借料は10a当り15,000円。貸借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号17番は新規の設定で、設定する農地は福浦字浦島地内の田2筆、面積は5,425㎡の賃貸借です。期間は10年で賃借料は10a当り20,000円。貸借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号18番は新規の設定で、設定する農地は豊岡字三笠地内の田6筆、面積は10,232㎡の賃貸借です。期間は10年で賃借料は10a当り14,500円。貸借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号19番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田14筆、面積は24,623㎡の賃貸借です。期間は10年で賃借料は10a当り20,000円。貸借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号20番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田4筆、面積は12,866㎡の賃貸借です。期間は10年で賃借料は10a当り10,000円。貸借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

次のページをご覧ください。

受付番号1番は再配分の設定で、設定する農地は宮野沢字蛭澤地内の田5筆、畑2筆の計7筆。面積は4,846㎡の賃貸借です。存続期間は17年で賃借料は10a当り10,000円。貸借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第21号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第21号は原案のとおり決定いたします。

【佐藤委員 着席】

議長
(会長)
事務局
(荒閑)

◎報告・協議事項

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これをもって、令和8年中泊町農業委員会8月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年8月7日

議長 (松坂 龍美)
農業委員会 会長 松坂 龍美 (松坂)
(佐藤 正樹)
署名委員 佐藤 正樹 (佐藤)
(葛西 誠)
署名委員 葛西 誠 (葛西)